									un Brasile Arma Arma	*********					
鳥取縣公報 気寒 曜日發行(時へ翌日) 号 外 (第三種郵便物認可) 鳥取縣公報 気寒 曜日發行(休日=當ル) 昭和二十四年九月 二十 日 (昭和四年四月十五日)	米 子 保 健 所	倉 吉 保 健 所	氣高保健所	智頭保健所	鳥取保健所	を図るため鳥取縣に次の保健所を設置する。	條の規定により地方における公衆衛生の向上及び增進	第一條 保禮所法(昭和二十二年法律第一〇一号)第一	鳥取縣保健所設置規則	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	昭和二十四年九月二十日	鳥取縣保健所散置規則を次のように定める。	◆島取縣規則第八字三号	規則	意成熟含珠
	智頭保健所	鳥取保健所	名称	別表	この規則はい	附	保健婦	雇員	技術吏員	事務吏員	所長	第三條 保	•	第二条 保 展	号 昭和二十
	八頭郡智頭町大字智頭	鳥取市本町三丁目	位置		公布の日から施行する。		若干名	若干名	若干名	若干名	一名	保健所に左の職員を置く。	が長の住む刀でそのするよ	界建介の立置及びその担当区域 雨 保 健 所	一十四年九 月 二 十 日
	八頭郡一円	岩美郡一円	当区1) 2 3		火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格 A5 判

号

昭和二十四年九月二十日

(第三種郵便物認可)

四二

昭和二十四年九月二十日發行 昭和二十四年九月二十日印刷 子市福米地区、 昭和二十二年閣令內務省令第一号第八條の規定により米 ◇鳥取縣告示第五百十七号 昭和十三年十月鳥取縣吿示第五九一号鳥取縣保健所設置 米子保健所 規程は廃止する。 ◇鳥取縣告示第五百十六号 根雨保健所 倉吉保健所 氣高保健所 昭和二十四年九月二十日 日野郡根雨町大字根雨 米子市角盤町二丁目 東伯郡倉吉町大字越殿町 氣高郡浜村町大字八幡 八頭郡若 櫻 町、東伯郡東鄕松崎村、西 鳥取縣知事 鳥 西 示 取 尾 縣 東伯郡 氣高郡 公 日野郡 西米 伯子 郡市 愛 報 (第三種郵便物認可) 治 一円 円 一円 円 通り指定する。 條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を大の 昭和二十四年九月二十七日まで 昭和二十四年九月二十三日から 昭和二十四年九月二十日 發 **行** 鳥。 刷 鳥取縣知事 所取者取 縣 縣 鳥 西 鳥取鳥取 市 取東 尾 町 取 愛 ED 治 鲚 縣